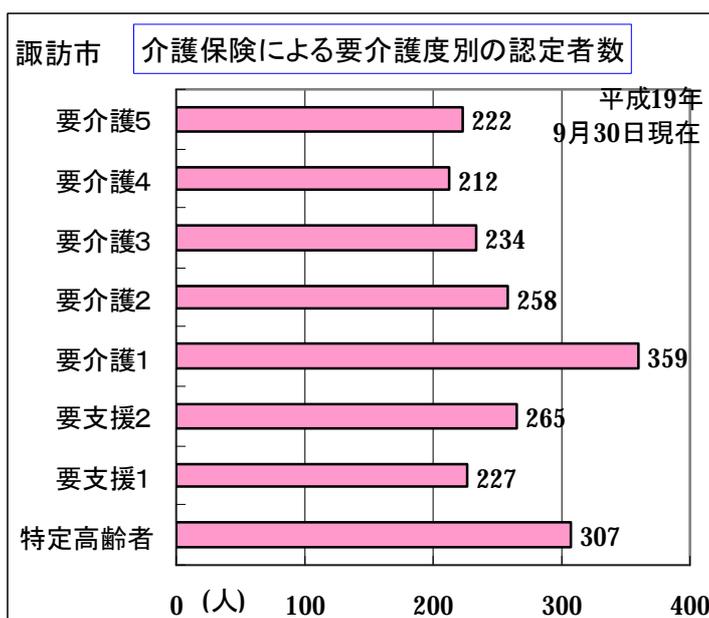


心身の衰えと介護保険の区分判定、その認定者数です

平均寿命がのびて日本は世界有数の長寿国、長野県は日本有数の長寿県となりました。自立して日常生活ができる健康寿命は平均寿命より短く、概ね4年前後の差があるといえます。この時期の安心のより所が介護保険です。介護保険では要介護度の区分判定をして、心身の衰えに応じたサービスを提供していますがそれを示したのが下の図表です。

平成19年9月末現在で諏訪市人口は約53,000人、65歳以上の高齢者数約12,000人、認定者の多い75歳以上の人口は約6,000人弱です。介護保険の要支援・要介護の認定者総数は下記図のように1,777人いて、多くの方が介護状態の下で暮らすようになりますので、そのときの住まいや居どころ、誰の介助によって暮らすのかなどを考えておきたいものです。



要介護5 寝たきり状態で全面的な介助が必要。理解力は低下し意思の疎通が困難。

要介護4 立ち上がりや歩行などが殆どできない。理解力の低下や多くの問題行動も多発。

要介護3 立ち上がりや歩行、排泄・入浴・衣服の着脱などが一人ではできず全体の介助が必要。

要介護2 一部または全体の介助が必要。理解力の低下や問題行動がみられることもある。

要介護1 立ち上がりや歩行が不安定になり、排泄・入浴などに見守りや一部介助が必要。

要支援2 複雑な動作に支えが必要になる。

要支援1 身の回りの世話の一部に介助が必要になるが、維持・改善が見込まれる。

特定高齢者 自立判定ですが介護予防事業の対象者